

概要版

第5次てだこ障がい者(児)プラン

(第5次浦添市障害者計画・第7期浦添市障害福祉計画・第3期浦添市障害児福祉計画)



令和6年3月
沖縄県浦添市

1 計画の期間

	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)
市町村障害者計画	→					
市町村障害福祉計画及び 市町村障害児福祉計画	→			→		

2 基本理念

社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いを認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。

◆基本理念の語句の意味

「社会的障壁を除去しつつ」とは

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような「①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)」「②制度(利用しにくい制度など)」「③慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)」「④観念(障がいのある方への偏見など)」をなくし、住みよい環境づくりを推進していくことを意味しています。

「すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いに認め合いながら」とは

障がいの有無に関わらず、一人の人間として人権が尊重され、障がいがあるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、お互いを尊重しあえる地域社会をめざすことを意味しています。

「安心して生活ができ」とは

障害の種類や状況に関わらず、生活に必要な情報が容易に入手できるとともに、気軽に相談できる環境があり、その人の状況に応じた医療やサービスなどの支援を活用しながら、自らの意思で自立した生活を送ることができる地域社会をめざすことを意味しています。

「育ち、学び」とは

発達の遅れや偏り、障がいのある子どもにとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることが大切であるとともに、乳幼児期から小学校・中学校・高校といった成育段階に応じた一貫した支援が行われることが重要となることから、子ども期からの切れ目のない支援を推進していくことを意味しています。

「働き、楽しみ、参画し」とは

たとえ障がいがあっても、それぞれの個性や能力を發揮して働き、スポーツ・文化芸術活動などの趣味や余暇活動などの楽しみをもち、地域活動などへ参画することができる環境づくりを推進していくことを意味しています。

「互いに支えあえる地域社会」とは

障がいの有無により、「支える側」「支えられる側」という立場に分けることなく、それぞれの個性や能力に応じて、できる範囲で互いに協力しあって、暮らしていける地域づくりを推進していくことを意味しています。

3 基本目標

1

安心して暮らせる生活基盤の充実

～情報提供、相談体制の充実、福祉サービスの充実、権利擁護など～

【生活の視点:暮らす】

障がい者(児)及びその家族が安心して暮らしていくため、障がいの種別や障がいの特性に配慮し、必要な情報が容易に入手できるよう、多様な媒体・手段を活用することで情報アクセシビリティの向上をはじめ、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供体制及び意思疎通支援体制の充実を図るとともに、生活上での不安や悩みを解消したりできるよう、基幹相談支援センター「てだこの森」を中心に、関係機関と連携した身近な所での相談体制の充実を図ります。

加えて、地域社会の中でいきいきと自立した生活を送るために、本人の意向や心身の状況に応じた適切なサービスを活用できるよう、福祉サービス事業者などの関係機関との連携のもと、福祉サービスの充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療、早期療養のための保健・医療サービスの適切な提供においても、関係機関と連携し体制を強化していきます。

また、障がいのある方の意思決定支援の在り方や、成年後見制度利用促進計画に基づいた、中核機関の設置など、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取り組みを推進するとともに、障害者虐待防止法の適切な運用を通じた、障がい者虐待の防止について、関係機関との連携を図っていきます。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、住まいの確保は重要な要素であることから、居住支援に関する取り組みの充実を図ります。

これらの取り組みを推進し、本市に暮らす障がい者(児)が、どんなに重い障害があっても地域で生活できるよう、暮らしを支える生活基盤の充実を図ります。

2

子ども期からの一貫した支援の推進

～早期からの支援から療育・保育・教育の充実～

【生活の視点:育ち・学び】

発達の遅れや偏り、障がいのある子ども(医療的ケア児含む)にとって、できるだけ早い時期から適切な支援を受けられることは、健やかに発達を促しつつ、自立した社会生活を送る上で重要であることから、発達の遅れや偏りなどの早期発見から支援へのつながりがスムーズにいくよう、福祉や教育などの関係機関と連携した体制の充実を図ります。

障がいのある子どもについて、乳幼児期から学齢期、学校卒業後までの各ライフステージにおいて、適切かつ一貫した切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関や事業所等と連携しながら、保育・療育・教育環境の充実を図るとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童・生徒に対しては、保健・医療・福祉・保育・教育の各関係機関が連携し、必要な支援を行えるような体制強化を図ります。

これらの取り組みの充実化を図り、発達の遅れや障がいのある子どもについて、早期からの一貫した支援の推進を図ります。

3

働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進

～雇用・就労の取り組みの充実から地域活動などの社会参加の促進など～

【生活の視点:働く、楽しむ、参画する】

障がいのある方が自立した生活を送るとともに、社会参加をする上で、雇用・就労の促進は重要な要素となります。働く意欲のある障がいのある方が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、就業相談機能の充実や、教育機関をはじめ、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携のもと、一般就労を希望する方には、可能な限り一般就労ができるよう支援を図るとともに、一般就労が難しい方においては、福祉的就労の場の確保をはじめ、訓練の機会の確保など、障がいのある方の就労に向けた必要な支援や、職場への定着の支援など、サポート体制の充実を図ります。また、市をはじめとする公的機関における雇用の促進をはじめ、企業等に対する障がい者雇用の理解促進を図るとともに、就業に向けてのサポート体制の充実を図ります。

また、障がいのある方にとって、学習や、スポーツ、文化芸術、趣味や余暇活動、地域活動などでの交流を通して、仲間づくりや、いきがいつくりにもつながることから、活動機会や活動拠点の充実をはじめ、スポーツ大会への派遣支援や生涯学習内容の充実を図るなど、各種活動への支援を推進していきます。

これらの取り組みの充実化を図り、障がいのある方が、個々の特性や能力に応じて希望する働き方で働き、スポーツや趣味を楽しみ、地域活動などへ参画できる環境づくりを推進していきます。

4

互いに支えあえる地域づくりの推進

～障害への理解促進から防犯・防災対策、支え合い活動の推進など～

【生活の視点:暮らす、参画する】

互いに支えあえる地域づくりを推進するためには、障がい及び障がい者(児)への理解を深める取り組みが重要となることから、市民への広報啓発活動をはじめ、学習機会の充実を図るとともに、子どもの頃から可能な限り障がいについての理解と認識を深めるための福祉教育を推進し、障がいに対する偏見や特別視することのない「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。

障がいのある方の社会参加を支援するため、誰もが利用しやすい道路をはじめ、公共建築物等のバリアフリー化を推進するなど、障がいのある方に配慮したまちづくりを推進します。

また、障がいがあっても、地域社会において、安全で安心して暮らすことができるよう、災害時などの緊急事態に備え、適切な情報伝達や避難誘導をはじめ、福祉避難所の指定、避難所での配慮などの支援体制を強化するとともに、地域における日ごろからの防犯対策を関係機関と連携して推進し、消費トラブルの防止に取り組みます。

障がいのある方の社会活動や地域づくりへの参加促進には、地域のボランティアは必要不可欠であることから、ボランティア人材の確保と活動への参加支援を推進するとともに、障がいのある方の重度化・高齢化、さらに親亡き後を見据え、緊急時などにおける迅速な対応や将来を見据えた働きかけなどの支援体制が地域で構築できるよう取り組みを推進します。

これらの取り組みの充実化を図り、互いに支えあえる地域づくりを推進していきます。

4 施策の体系

■第5次てだこ障がい者(児)プランの施策の体系

基本理念: 社会的障壁を除去しつつ、すべての市民が障害のある、なしに関わらず、互いを認め合いながら、本市に住む障がい者及び障がい児と、その家族が、安心して生活ができ、育ち、学び、働き、楽しみ、参画し、かつ互いに支えあえる地域社会をめざします。

基本目標	生活の視点	取組方針	基本施策	頁
目標1 安心して暮らせる生活基盤の充実	暮らす	方針1 必要な情報が得やすく、気軽に相談できる！	(1)わかりやすい情報提供と意思疎通支援の推進	28
			(2)相談体制の整備と機能強化	30
		方針2 保健・福祉サービス等が利用しやすくなる！	(1)生活習慣病等を起因とする障害の発生予防	32
			(2)保健医療関係機関との連携	33
			(3)福祉サービス等の充実	34
			(4)福祉人材の確保、育成	39
		方針3 サービスが安心して利用できるよう権利が守られる！	(1)権利擁護の仕組みの充実	39
		方針4 安心して暮らせる住宅が確保しやすくなる！	(1)居住支援に関する取り組みの充実	41
			(2)住宅改修の促進	42
		目標2 子ども期からの一貫した支援の推進	育ち、学び	方針1 早期から適切で一貫した支援が受けられる！
(1)児童発達支援センターを中心とした療育体制の充実	45			
方針2 育ち、学び、社会生活の力をつける！	(2)就学前保育・教育の充実			46
	(3)学校教育等の充実			47
目標3 働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進	働く楽しむ参画する	方針1 希望する雇用・就労につける！	(1)就労支援の拡充	49
			(2)働く場の確保	50
			(3)家族介護者の仕事と家庭の両立支援	52
		方針2 地域活動等に参加しやすくなる！	(1)地域活動・社会貢献活動への参加促進	53
		方針3 趣味やスポーツ等が楽しめる！	(1)学習・スポーツ・文化活動・余暇活動の充実	54
目標4 互いに支えあえる地域づくりの推進	暮らす参画する	方針1 障害への理解が深まる！	(1)障害への理解を深める広報・啓発活動の充実	56
			(2)障害への理解を深める学習機会の充実	57
		方針2 公共施設等が利用しやすくなる！	(1)人にやさしい福祉のまちづくりの推進	58
		方針3 緊急時でも落ち着いて対応できるように！	(1)防犯・災害時対策等の充実	59
		方針4 地域で、できる範囲で役割を担い、活動する！	(1)ボランティアの人材確保と活動への参加促進	61
			(2)障がい者関連団体・機関との連携強化	61
			(3)市民参加による地域での障がい者支援体制の充実強化	62

5 重点施策

本市では、これまで自立しようとする障がい者が、まず「自立への第一歩」を踏むことができるよう、「相談」・「居住」・「就労」について重点的に取り組んできたことを今後も継続的に取り組むとともに、当事者アンケート調査、関係団体ヒアリングなどを踏まえ、各基本目標における重点施策を以下のとおり設定します。

なお、「関連施策 No」とは、計画書の28ページからの具体的な取り組みごとに振られている番号となっています(★を記載)。

基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実

重点施策1 ⇒ いつでも相談できる関係づくりに向けて取り組む

- 一般相談支援事業所の周知を図る
- 特定相談支援事業を推進する
- 障害児相談支援援助を推進する
- 権利擁護の推進
- 虐待についての相談及び指導・助言の充実に努める

【関連施策 No】 11)、13)、14)、41)、42)、44)

重点施策2 ⇒ 地域生活への移行に向けて取り組む

- 居宅生活を支える訪問系サービス・日中活動系サービスの提供
- 居住サポート事業の推進と周知を図る
- 宿泊体験事業の周知及び利用促進を図る
- 地域生活支援拠点整備事業の推進

【関連施策 No】 22)、23)、24)、34)、45)

基本目標2:子ども期からの一貫した支援の推進

重点施策1 ⇒ 早期からの支援の推進

- 発達障がい児(者)支援のための拠点周知を図る
- 発達相談の推進
- 医療的ケア児とその家族の支援体制の構築

【関連施策 No】 51)、53)、55)、57)

基本目標3:働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進

重点施策1 ⇒ 就労が継続できるための支援

- 浦添市障がい者自立支援協議会の部会において就労支援の効果的な方策を検討する
- 障がい者雇用に関する事業所への支援策の周知を図る
- 浦添市雇用対策協定に基づく取り組みにより、雇用促進を図る

【関連施策 No】 69)、74)

基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進

重点施策1 ⇒ 障がいへの理解を深め、差別を解消する

- 広報や啓発活動を通し、障害への理解を深める
- 差別に対する相談対応・解決に努める
- 沖縄県共生社会条例の普及を図る
- 浦添市手話言語等コミュニケーション手段の利用促進に関する条例の推進・普及を図る
- 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

【関連施策 No】 85)、86)、87)、88)、89)、93)、94)

重点施策2 ⇒ 誰もが住みよい地域をつくる

- 災害時でも安心して暮らせる支援体制の構築
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議に取り組む
- 共生社会の実現に向けた取り組みを図る

【関連施策 No】 98)、99)、106)、107)

6 基本目標ごとの取り組みの評価指標について

本計画において、各基本目標の基本方針ごとの取り組みを実施したことによる効果を測る指標を以下のように設定します。

基本目標1:安心して暮らせる生活基盤の充実

◆基本方針1:必要な情報が得やすく、気軽に相談できる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「計画相談支援」利用者の満足度	当事者アンケート調査	82.1%	現状より増加

◆基本方針2:保健・福祉サービス等が利用しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
福祉サービスの満足度 (サービスを利用している方のみ)	当事者アンケート調査	68.3%	80%

◆基本方針3:サービスが安心して利用できるよう権利が守られる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
成年後見制度に関する中核機関の設置	-	未設置	令和6年設置

◆基本方針4:安心して暮らせる住宅が確保しやすくなる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
居住支援協議会の設置	-	未設置	設置

基本目標2:子ども期からの一貫した支援の推進

◆基本方針1:早期からの適切で一貫した支援が受けられる！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「発達障がい児の早期からの支援体制」への満足度	当事者アンケート調査	-	70%

◆基本方針2:育ち、学び、社会生活の力をつける！

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「浦添市は障がい児にとって住みやすいと思う」との回答割合	当事者アンケート調査	-	70%

基本目標3:働き、楽しみ、参画できる環境づくりの推進

◆基本方針1:希望する雇用・就労につける!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
普段の過ごし方で「働いている」との回答割合	当事者アンケート調査	36.9%	現状より増加

◆基本方針2:地域活動に参加しやすくなる!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間で地域のイベントや企画に参加したり、協力したことがあったか」との回答割合	当事者アンケート調査	-	20%

◆基本方針3:趣味やスポーツ等が楽しめる!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間でスポーツ大会に参加した」との回答割合	当事者アンケート調査	5.1%	現状より増加

基本目標4:互いに支えあえる地域づくりの推進

◆基本方針1:障害への理解が深まる!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「社会が、障がい者に理解と関心をもってほしい」との回答割合	当事者アンケート調査	51.5%	現状より改善

◆基本方針2:公共施設等が利用しやすくなる!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「道路や市役所などの公共施設が利用しやすい」との回答割合	当事者アンケート調査	-	60%

◆基本方針3:緊急時でも落ち着いて対応できる!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
災害時に「避難先が分からない」との回答割合	当事者アンケート調査	29.1%	現状より改善

◆基本方針4:地域でできる範囲で役割を担い、活動する!

指標名	出典	現状	目標
			令和11年
「この1年間でボランティア活動に参加した」との回答割合	当事者アンケート調査	2.4%	現状より増加

7 障害福祉計画・障害児福祉計画

◆障害福祉サービス利用見込み量

サービス種別	令和5年度 利用者数	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
(1)訪問系サービス				
①居宅介護（ホームヘルプ）	257人	267人	277人	287人
②重度訪問介護	17人	19人	21人	23人
③行動援護	12人	12人	12人	12人
④同行援護	41人	41人	41人	41人
⑤重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人
(2)日中活動系サービス				
①生活介護	288人	288人	288人	288人
②自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人	0人
③自立訓練（生活訓練）	48人	48人	48人	48人
④就労選択支援	0人	0人	0人	0人
⑤就労移行支援	35人	35人	35人	35人
⑥就労継続支援A型（雇用型）	161人	171人	181人	191人
⑦就労継続支援B型（非雇用型）	528人	607人	698人	803人
⑧就労定着支援	20人	20人	20人	20人
⑨短期入所（福祉型）	75人	75人	75人	75人
（医療型）	2人	2人	2人	2人
⑩療養介護	36人	37人	37人	37人
(3)居住系サービス				
①自立生活援助	1人	1人	1人	1人
②共同生活援助（グループホーム）	203人	261人	335人	430人
③施設入所支援	125人	125人	125人	125人

◆相談支援サービス利用見込み量

サービス種別	令和5年度 利用者数	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
①計画相談支援	350人	350人	360人	370人
②地域移行支援	7人	7人	7人	7人
③地域定着支援	0人	0人	0人	0人

◆児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス利用見込み量

サービス種別	令和5年度 利用者数	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
①児童発達支援	230人	240人	250人	260人
②医療型児童発達支援	1人	1人	1人	1人
③放課後等デイサービス	590人	610人	630人	650人
④保育所等訪問支援	25人	28人	31人	35人
⑤居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人	0人
⑥障がい児相談支援	180人	180人	190人	200人
⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	1人	2人	3人	4人

◆地域生活支援事業の見込み量

(1)必須事業

サービス種別	令和5年度 実績	令和6年度 見込み	令和7年度 見込み	令和8年度 見込み
①理解促進研修・啓発事業	1件/400人	1件/400人	1件/400人	1件/400人
②自発的活動支援事業	5件/500人	5件/500人	5件/500人	5件/500人
③相談支援事業				
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	1か所/750人	1か所/750人	1か所/750人	1か所/750人
基幹相談支援センター等機能強化事業	1か所/750人	1か所/750人	1か所/750人	1か所/750人
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	1か所/32人	1か所/32人	1か所/32人	1か所/32人
④成年後見制度利用支援事業	5人	5人	5人	5人
⑤成年後見制度法人後見支援事業	0か所/0人	0か所/0人	0か所/0人	1か所/1人
⑥意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	900人	900人	900人	900人
うち、手話通訳者派遣数	890人	890人	890人	890人
うち、要約筆記者派遣数	10人	10人	10人	10人
手話通訳者設置事業	1人	2人	2人	2人
⑦日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	14件	14件	14件	14件
②自立生活支援用具	22件	22件	22件	22件
③在宅療養等支援用具	23件	23件	23件	23件
④情報・意思疎通支援用具	65件	65件	65件	65件
⑤排泄管理支援用具	2,040件	2,040件	2,040件	2,040件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1件	1件	1件	1件
⑧手話奉仕員養成研修事業	7人	7人	7人	7人
⑨移動支援事業	301人	305人	309人	313人
個別支援型(ガイドヘルパー)	177人	181人	185人	189人
車両移送型(リフト付きバスによる移送)	124人	124人	124人	124人
⑩地域活動支援センター機能強化事業	2か所/130人	2か所/130人	2か所/130人	2か所/130人

(2)その他の事業・任意事業

サービス種別	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
①日中一時支援事業	24か所/105人	24か所/105人	24か所/105人	24か所/105人
②スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	1か所/120人	1か所/120人	1か所/120人	1か所/120人
③文化芸術活動振興事業	1か所/120人	1か所/120人	1か所/120人	1か所/120人
④点字・声の広報等発行事業	1か所/80人	1か所/80人	1か所/80人	1か所/80人
⑤奉仕員養成研修	1か所/18人	1か所/18人	1か所/18人	1か所/18人

(3)地域生活支援促進事業(市町村事業)

サービス種別	令和5年度実績	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
①障害者虐待防止対策事業				
市町村障害者虐待防止センターの体制整備	1か所/15人	1か所/15人	1か所/15人	1か所/15人
地域の行政機関や福祉、医療、司法等の専門機関、当事者団体、民間団体、住民等との連携協力体制の整備	1か所/1人	1か所/1人	1か所/1人	1か所/1人
市町村障害者虐待防止センターや障害者支援施設、障害福祉サービス事業所の職員、学校、保育所等、医療機関、放課後児童クラブ等の関係者等に対する研修	1回	1回	1回	1回
障害者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発事業	1か所	1か所	1か所	1か所
②成年後見制度普及啓発事業	0か所	1か所	1か所	1か所
③医療的ケア児等総合支援事業				
医療的ケア児等の協議の場の設置	1か所	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児等コーディネーターの配置	1人	2人	3人	4人
医療的ケア児等とその家族への支援	5人	10人	10人	10人
④発達障害児者及び家族等支援事業				
ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム	0回/0人	0回/0人	1回/5人	1回/5人
ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを習得するための研修	0回/0人	0回/0人	1回/2人	1回/2人
⑤重度訪問介護利用者の大学就学支援事業	0か所	1か所	1か所	1か所

◆子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもの利用についての体制整備 見込み量

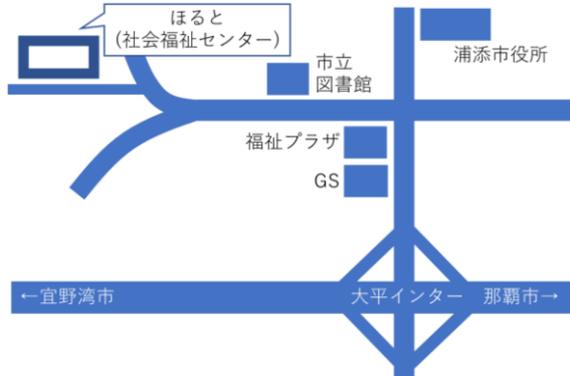
サービス種別	令和4年度末実績	令和6年度見込み	令和7年度見込み	令和8年度見込み
保育所	70人	70人	70人	70人
認定こども園	111人	111人	111人	111人
放課後児童健全育成事業	201人	201人	201人	201人
幼稚園	0人	0人	0人	0人

8 障がい者(児)基幹相談支援センター及び相談支援事業所の紹介

委託相談支援事業所

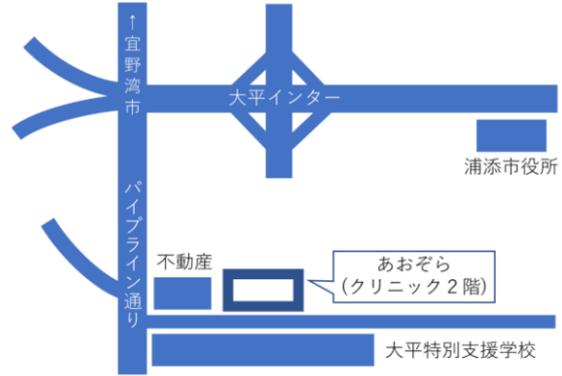
◆ピアサポートセンターほると

☎ 098-879-7565
 ㊦ 浦添市仲間1-10-7 (社会福祉センター1階)



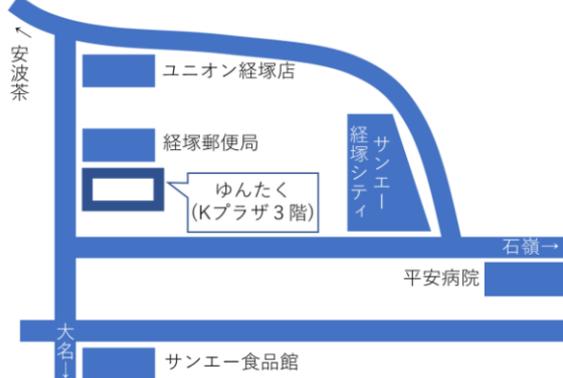
◆生活支援センターあおぞら

☎ 098-879-6644
 ㊦ 浦添市大平1-23-13 2階



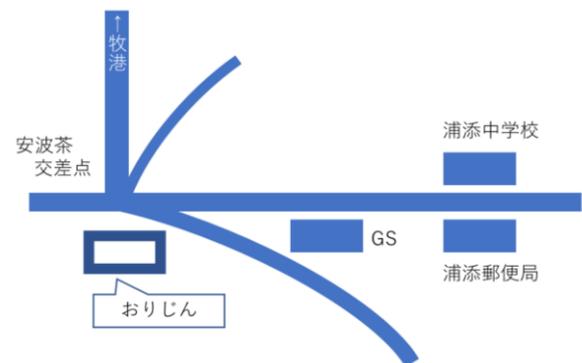
◆相談支援事業所ゆんたく

☎ 098-870-4789
 ㊦ 浦添市経塚633番地 メディカルKプラザ3階



◆相談支援事業所おりじん

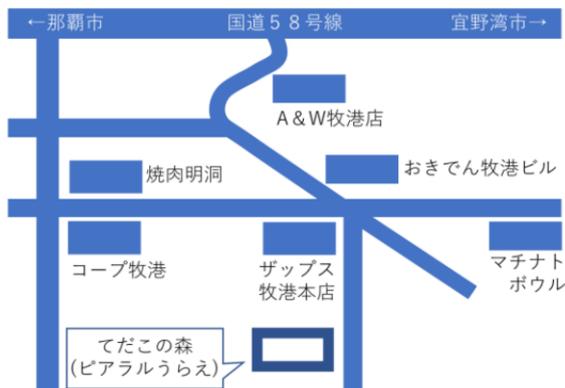
☎ 098-875-1270
 ㊦ 浦添市安波茶3-5-2-101



基幹相談支援センター

◆基幹相談支援センターてだこの森

☎ 098-942-7601
 ㊦ 浦添市牧港4-5-10 ピアラルうらそえ3階



発行:令和6年3月 浦添市 福祉健康部 福祉総務課/障がい福祉課
 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
 電話:098-876-1234(代表)